



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 9 月 12 日 (月 曜 日) 第 339 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○保安林の指定予定の通知の宛先人不明について
(2件) …………… (自然環境課) 1

公 告

○砂利採取業務主任者試験の実施…………… (商工政策課) 1
○公共測量の終了の通知…………… (管理課) 1

頁

○知事が行う都市計画事業の施行の公告 (2件) (都市計画課) 2
○二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 2
○落札者等の公告…………… 2

人事委員会公告

○令和4年度就職水河期世代を対象とする宮崎県
職員採用選考試験の実施…………… 2

正 誤

○令和4年8月29日付け県公報 (第335号) 別冊
中…………… 2

告 示

宮崎県告示第 593号

保安林の指定予定 (令和2年宮崎県告示第 506号) に係る保安林
予定森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者のう
ち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法
律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定予定の通知の内
容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要
旨を告示する。

令和4年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場
奈須九一

2 通知の要旨

- (1) 保安林として指定する予定であること。
- (2) 指定に係る保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定
施業要件については令和2年宮崎県告示第 506号によること。

宮崎県告示第 594号

保安林の指定予定 (令和2年宮崎県告示第 590号) に係る保安林
予定森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者のう
ち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法
律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定予定の通知の内
容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要
旨を告示する。

令和4年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場
奈須九一

2 通知の要旨

- (1) 保安林として指定する予定であること。
- (2) 指定に係る保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定
施業要件については令和2年宮崎県告示第 590号によること。

公 告

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第15条第1項の規定により、
令和4年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和4年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時
令和4年11月11日 (金曜日) 午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県庁附属棟 301号室
- 3 受験願書の受付期間
令和4年9月26日 (月曜日) から10月14日 (金曜日) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、令和4年10月14日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 受験願書の提出先
宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部企業振興課
- 5 受験願書の提出方法
郵送又は持参
- 6 受験手数料
8,100円 (宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 7 その他
(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。
郵送を希望する場合は、返信用封筒 (21センチ5ミリ×30センチ以上) に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。
(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課 (電話0985-26-7095) に問い合わせること。

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸農林振興局長から次のとお

り公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
宮崎県小林市北西方
- 3 作業終了日
令和 4 年 8 月 22 日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 2 項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

令和 4 年 9 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・3・7号 旭通線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事業所の所在及び名称
宮崎県宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10号
宮崎県宮崎土木事務所
- 4 事業地の所在
収用の部分
宮崎県宮崎市永楽町、堀川町及び昭和町地内
使用の部分
なし

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 2 項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

令和 4 年 9 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・7号 中村木崎線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事業所の所在及び名称
宮崎県宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10号
宮崎県宮崎土木事務所
- 4 事業地の所在
収用の部分
宮崎県宮崎市大字本郷南方字辻原、字辻、字石原、字原、字豆生、字原下及び字榎田並びに大字郡司分字国富地内
使用の部分
なし

建築士法（昭和25年法律第 202号）第 9 条第 1 項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和 4 年 9 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 4 年 9 月 1 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士

- (1) 氏名
青木 一志
- (2) 二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- (3) 登録番号
宮崎県知事登録第2857号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第 8 条の 2 の規定により、二級建築士が死亡した旨の届出があったため。

落札者等の公告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 9 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称
宮崎県次期人事・給与・庶務システム等の再構築に係る設計・開発及び運用・保守業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部人事課人給システム担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 8 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社宮崎支店 支店長 川原 俊晃
宮崎市広島 1 丁目 18 番 7 号
- 5 落札金額
1,672,000,000円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 5 月 23 日

人事委員会公告

令和 4 年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

令和 4 年 9 月 12 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

正 誤

令和 4 年 8 月 29 日付け県公報（第 335号）別冊（令和 4 年度第 2 回監査報告書）中

ページ	5 ページ		
誤	都城県税・総務事務所	令和4年8月10日	書面監査 (事務局実施)
正	都城県税・総務事務所	令和4年8月10日	書面監査 (事務局実地)

--	--